

日頃から健康保険組合の事業運営にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の成立に伴い、令和4年1月から順次施行されることとなりましたので、令和4年1月に施行される主な改正内容等についてお知らせするとともに、Q&Aを作成しましたのであわせてご確認願います。

なお、令和4年10月に施行される育児休業中の保険料免除要件の見直しについては、改めてお知らせします。

## 1. 改正の趣旨

給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の在り方を見直し、すべての世代が安心できる「全世代対応型の社会保障制度」を構築することを目的として、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行されることとなりました。

## 2. 主な改正の内容（令和4年1月1日施行）

### (1) 傷病手当金の見直し「支給期間の通算化」

#### ① 現行制度（健康保険法第99条第4項 …現行）

現行の傷病手当金の支給期間については、支給開始日から起算して歴日数で1年6ヵ月を超えないものとするとされており、その間に出勤等によって傷病手当金が不支給となった期間があっても、1年6ヵ月経過後は同一の疾病等を理由とした給付は行われませんでした。

しかし、長期間にわたり入退院を繰り返しながら治療と仕事の両立を目指すケースが増加している現状においては、傷病手当金の制度を柔軟に利用できず、休業期間中に十分な保障を受けられない状況にありました。

#### ② 改正内容（健康保険法第99条第4項 …改正後）

今回の改正においては、治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障を行うことが可能となるよう、出勤等に伴い不支給となった期間を延長し、支給期間がその支給を開始した日から通算して1年6ヵ月に達するまで傷病手当金が支給されることとなります。

#### ③ 改正後の支給期間の計算

初回の申請から3日間の待期期間を経て、支給を始める4日目より、暦に従って1年6ヵ月間（※現行の法定給付期間満了日まで）の計算を行い、傷病手当金の支給期間を確定することとなります。

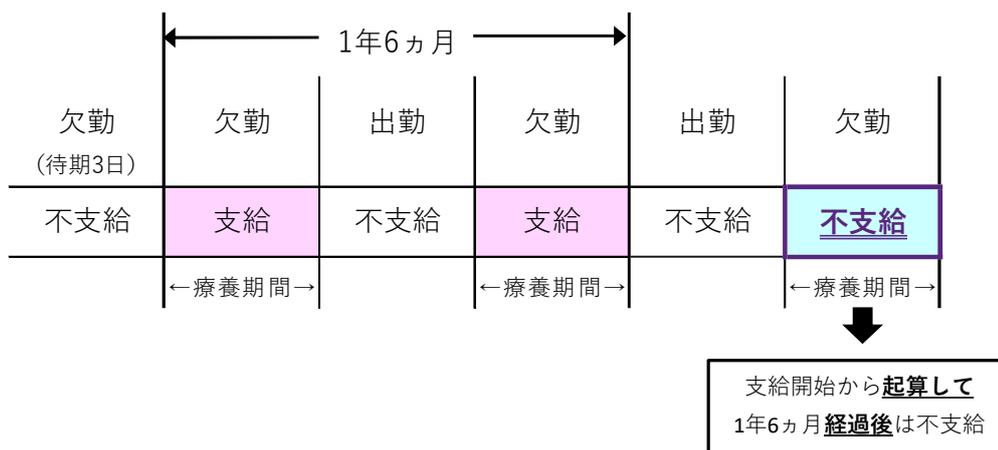
当該支給期間は、傷病手当金の支給単位で減少し、途中で支給されない期間（以下「無支給期間」という。）がある場合には、その無支給期間の日数分については、支給期間は減少しません。

④ 改正後の支給期間の適用対象者（経過措置）

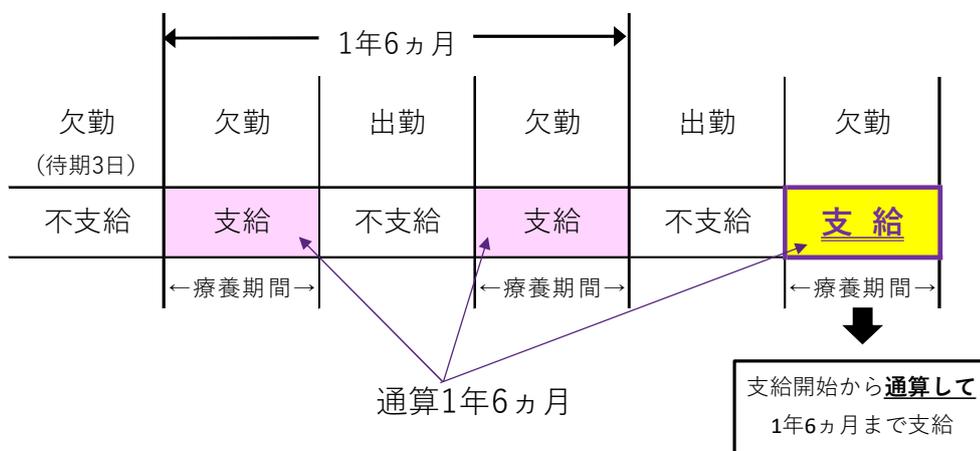
経過措置として、傷病手当金の支給開始日が『令和2年7月2日』以降の者について、改正後の支給期間（通算化）が適用されます。

<傷病手当金見直しイメージ>

【現行】



【改正後】



※別添のリーフレットもあわせて参照願います。

【支給期間の計算例】

- 傷病手当金の支給開始年月日が、令和4年1月4日の場合
  - ・暦による1年6ヵ月間：令和5年7月3日まで
  - ・支給期間（日数）：546日間
- 傷病手当金の支給開始年月日が、令和4年3月4日の場合
  - ・暦による1年6ヵ月間：令和5年9月3日まで
  - ・支給期間（日数）：549日間

## (2) 任意継続被保険者制度の見直し

### ① 資格喪失理由の追加

任意継続被保険者の資格喪失の時期については、現行では主に以下の理由が挙げられます。令和4年1月以降、被保険者が保険者に任意の資格喪失の申出を行うことが可能となりました。

#### 【主な資格喪失の理由・時期】(現行)

- 資格取得した日より2年を経過したとき……………翌日
- 死亡したとき……………翌日
- 保険料を正当な理由なく納期限までに納入しなかったとき…翌日
- 就職して適用事業所に使用されたとき……被保険者となった日(当日)
- 船員保険の被保険者となったとき……………被保険者となった日(当日)
- 後期高齢者医療の被保険者となったとき…被保険者となった日(当日)

#### 【追加される資格喪失の理由・時期】(令和4年1月から)

- 任意継続被保険者が、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者(以下、「健保組合」という。)に申出を行ったとき(任意の資格喪失)  
⇒健保組合で申出書が受理された日の属する月の翌月1日

#### 【注意事項】

##### ア 資格の喪失申出について

**任意の資格喪失については令和4年1月以降から申出が可能となります。**

##### イ 被保険者証等の返納について

任意の資格喪失をする場合は、健保組合が申出書を受理した日の属する月については、任意継続被保険者期間となるため、被保険者証等は申出書に添付をせず、資格喪失日以降に健保組合まで郵送により必ずご返却してください。

また、高齢受給者証等の交付を受けている場合には被保険者証と一緒に添付してください。

(参考:健康保険法第38条第7項(新設))

「任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき」

### ② 任意継続被保険者の標準報酬月額について

現行の決定方法に加え、令和4年1月以降、任意継続被保険者の標準報酬月額については、健保組合で規約を定めることにより追加することが可能となります。

しかし、当健保組合では任意継続被保険者の標準報酬月額の取扱いについて、**当面の間現行どおりの取り扱いとします。**

なお、今後の状況により変更となる場合があります。

(参考:標準報酬月額決定方法)

【現行】

- 資格喪失時の標準報酬月額と健保組合の平均の標準報酬月額を比較し、いずれか低い額で決定

【令和4年1月以降】

- 現行の決定方法に加え、健保組合の規約に定めらうえで、「資格喪失時の標準報酬月額」又は「健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額を超え、資格喪失時の標準報酬月額未満の範囲内において規約で定める額」を任意継続被保険者の保険料算定基礎とすることが可能となります。